

○下田市耐震シェルター整備事業費補助金交付要綱

平成27年 3 月25日告示第18号

改正

平成27年12月15日告示第94号

平成30年12月28日告示第134号

令和 3 年 6 月15日告示第80号

令和 7 年 3 月31日告示第40号

下田市耐震シェルター整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅内に耐震シェルターを設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、地震発生時における住宅内の安全な空間の確保を図り、もって震災時の住宅の倒壊などによる人的被害を最小限にとどめることを目的とし、その補助金の交付について下田市補助金等交付規則（平成30年下田市規則第48号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「耐震シェルター」とは、地震で木造住宅が倒壊しても一定の安全な空間を確保することができる装置で、既存の住宅の構造（床又は基礎部分を除く。）を変更することなく設置できる箱型の構造物で市長が認めるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する者（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民票に記載されている者）
- (2) 耐震シェルターを設置する住宅又は併用住宅（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものをいう。次条において同じ。）の所有者又は当該住宅に居住する者（当該住宅への居住が賃貸借契約又は使用貸借契約による場合を除く。）
- (3) 前2号に規定する者及びその世帯員全員が市税を滞納していないもの

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する住宅の1階部分に耐震シェルターを設置する事業で、市長が必要と認めるものとする。

- (1) 市内に存する昭和56年5月31日以前に建築され、又は工事に着手した木造の住宅又は併用住宅であって、現に居住の用に供しているものであること。ただし、平屋建て又は2階建ての物に限る。
- (2) 耐震診断の後に耐震補強工事（地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替え又は一部の除却をすることをいう。）をしていない住宅であること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（次条において「補助対象経費」という。）は、耐震シェルター本体及びその設置並びに設置のための床下工事（当該床下工事以外の附

帯工事を除く。)に要する経費(1戸につき耐震シェルター1台の設置に要する経費に限る。)とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内の額とし、40万円を限度とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、耐震シェルター整備事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 現況写真

(2) 旧耐震基準の建築であることが確認できる資料

(3) 申請住宅に耐震シェルターを設置する工事(以下「設置工事」という。)に要する経費の見積書の写し

(4) 工事概要が分かる図面

(5) 申請住宅の所有者の承諾書(申請者が申請住宅の所有者でない場合に限る。)

(6) 前5号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは現地調査等を行い、補助金の交付の可否を決定するとともに、耐震シェルター整備事業費補助金交付決定(却下)通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 市長は、補助金の交付の決定に当たり、次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。

(2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理しなければならないこと。

(3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

(変更、中止又は廃止の承認申請)

第10条 第8条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助事業を変更(補助対象経費の変更を含む。)し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ耐震シェルター整備事業(変更・中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(変更、中止又は廃止の承認)

第11条 市長は、前条の規定により承認の申請があったときは、その内容を審査し、必要があると認めるときは現地調査等を行い、その内容を承認するときは、耐震シェルター整備事業(変更・中止・廃止)承認通知書(様式第4号)により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 交付決定者は、当該補助事業が完了したときは、耐震シェルター整備事業完了実績報告書（様式第5号）に次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業の完成を確認できる写真
- (2) 設置工事に係る契約書の写し又は領収書の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助事業の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうか調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、耐震シェルター整備事業費補助金交付確定通知書（様式第6号）により当該交付決定者に通知するものとする。

(請求)

第14条 前条の規定による確定通知書を受けた者は、当該通知書を受けた日から起算して10日以内に耐震シェルター整備事業費補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。